

しまね脱炭素加速化事業高効率省エネ設備導入補助金 交付要綱

(通則)

第1条 しまね脱炭素加速化事業高効率省エネ設備導入補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日付け環政計発第2203301号）、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年3月30日付け環政計発第2203303号）及び補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 2050年カーボンニュートラルの実現及び2030年度の温室効果ガス排出削減目標の達成に向け、島根県内（以下「県内」という。）の経済と雇用の中心的な担い手である中小企業者等が実施する高効率省エネ設備の導入を支援することで、産業振興につながる温暖化対策の加速化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 「しまねストップ温暖化宣言事業者」とは、しまねエコライフ推進会議事業者部会が募集・登録を行う、地球温暖化対策あるいは環境配慮型経営等に関する独自目標を設定し取り組む企業・団体等をいう。
- (2) 「中小企業者等」とは、次に掲げる者であつて、県内に主たる事業所を有する者をいう。
 - ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に掲げる者（以下「中小企業者」という。）
 - イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第1号から第9号までに規定する団体
 - ウ 医療法（昭和23年法律205号）第39条に規定する法人
 - エ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する法人
 - オ 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人
 - カ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に規定する社団法人（ただし、社団構成員の2分の1以上が中小企業者である者に限る。）
 - キ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に規定する農業協同組合、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に規定する漁業協同組合、消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）に規定する消費生活協同組合など、特別法の規定に基づき設立された協同組合
 - ク 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に規定する特定非営利活動法人
- (3) 「事業所」とは、工場又は事務所、その他の事業場をいう。

(4) 「補助事業」とは、前条の目的に適する補助事業者による取組であって、本事業の補助対象となる事業をいう。

(5) 「補助事業者」とは、補助事業を行う者をいう。

(補助金の対象者)

第4条 補助事業を実施する対象者は、別表1に定める者であって、次の各号の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 前条第1号で定める「しまねストップ温暖化宣言事業者」であること。
- (2) 島根県税の未納の徴収金がないこと。
- (3) 役員及び経営に実質的に関与する者が暴力団等の反社会的勢力との関係を有しないものであること。

(補助事業の要件)

第5条 補助事業は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 別表2の事業区分ごとに要件欄に掲げるとおりとする。
- (2) 補助事業は、交付決定日以降に事業着手し、原則として、補助金の交付決定を受けた年度の1月31日までに完了するものであること。
- (3) 本補助金の他に、法律又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施するものではないこと。
- (4) 本補助金の他に、県の他の補助金等を得て実施するものではないこと。
- (5) 公序良俗に問題のある事業又は公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条において規定する風俗営業など）でないこと。
- (6) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間（以下「法定耐用年数」という。）を経過するまでの間、この補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。

(補助事業の補助対象経費及び補助率等)

第6条 補助事業の補助対象経費、補助金の額及び補助限度額は別表3のとおりとする。ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める消費税及び地方消費税に相当する額は、補助対象経費から除外する。

2 第1項の規定により、事業区分ごとに算定した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 補助事業の実施にあたっては、県内に事業所を有する中小企業者への発注に努めること。

(補助事業の採択基準)

第7条 補助事業は、次の各号に掲げる基準を総合的に勘案し、予算の範囲内で採択するものとする。

- (1) 本事業によるCO2削減の効果が高いこと。

- (2) 本事業の実施が確実である等、事業内容の熟度が高いこと。
- (3) 本事業の実施にあたり、県内に事業所を有する中小企業者への発注に努めていることが認められること。
- (4) 省エネルギー診断を受けて、自社のCO2排出源の特徴等を把握していること。
- (5) エコアクション21やISO14001を取得し、環境配慮型経営に取り組んでいること。
- (6) エネルギー量やCO2の削減対策に関する実施計画を策定していること。
- (7) 再生可能エネルギー由来の電力を使用又は調達していること。
- (8) 再生可能エネルギー由来の電力を県内に本店を有する小売電気事業者から調達していること。

(交付の申請)

第8条 この補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に、別表4に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(交付の決定)

第9条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、当該申請内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定（以下「交付決定」という。）し、様式第4号により申請者に通知するものとする。

- 2 知事は、補助金を交付しないことを決定した場合、補助金不交付決定通知書（様式第5号）により、速やかに当該申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 補助事業者は、交付決定通知を受けた場合において、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、その通知を受理した日から7日以内に、申請の取り下げを行うことができる。

- 2 前項の規定により申請の取り下げをしようとするときは、補助金交付申請取下げ届出書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(変更の承認申請)

第11条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ補助金変更承認申請書（様式第7号）を知事へ提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金の交付決定額を増額することはできない。

- (1) 補助対象経費の変更をしようとするとき。ただし、交付決定額の変更を伴わない場合は除く。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
 - ア 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助目的をより効率的に達成するために必要と認められる変更
 - イ 補助目的及び事業効率に関係がない事業計画の細部の変更

(3) 補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき。

(4) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 知事は、第1項の承認をしたときは、その承認の内容及びこれに付した条件を変更承認通知書（様式第8号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

（遂行状況の報告）

第12条 補助事業者は、知事から補助事業の遂行状況等についての報告の指示があった場合は、指定する期日までに補助金遂行状況報告書（様式第9号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して10日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた年度の2月5日のいずれか早い日までに、補助事業の成果を記載した補助金実績報告書（様式第10号）に別表5に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、取得価格又は効用の増加価格の単価が50万円を超える取得財産等（以下「処分制限財産」という。）があるときは、補助金取得財産等管理台帳（様式第12号）を実績報告書に添付して提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第14条 知事は、前条第1項の規定による補助金実績報告書の提出を受けたときは、当該書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告内容が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第13号により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の支払い）

第15条 補助金の支払は精算払とする。

2 補助事業者は、補助金の精算払を受けようとするときは、補助金精算払請求書（様式第14号）を知事に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第16条 知事は、次の各号のいずれかに該当したときは、当該補助事業に係る補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。

(1) 補助事業者が、補助金を他の用途へ使用したとき。

(2) 補助事業者が、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 補助事業者が、補助事業に関して、法令、この要綱又はこれに基づく処分若しくは命令に違反したとき。

(4) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をしたとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第17条 知事は、前条により補助金の交付決定を取消した場合において、補助金の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(加算金及び延滞金)

第18条 補助事業者は、前条の規定により、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から起算して納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を知事に納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納付期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から起算して納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を知事に納付しなければならない。

3 知事は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(財産の管理等)

第19条 補助事業者は、補助事業が完了した後においても、取得財産等を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。

2 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又は収入があると見込まれるときは、その収入の全部又は一部に相当する金額を知事に納付させることができる。

(財産処分の制限)

第20条 補助事業者は、処分制限財産を知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、貸し付け、取壊し、廃棄し、又は担保に供してはならない。

2 処分制限財産の処分を制限する期間は、法定耐用年数とする。

3 補助事業者は、やむを得ない事由により処分制限財産を前項に定める期間内に処分しようとするときは、あらかじめ補助金取得財産等処分承認申請書（様式第15号）を知事へ提出し、その承認を受けなければならない。

4 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(補助金の経理)

第21条 補助事業者は、補助事業に係る収支の状況を記載した帳簿を作成するとともに、当該帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補助事業等の公表)

第22条 知事は、補助事業及び補助事業者の名称並びに事業内容等について、補助事業者の利益に反

しない範囲で、当該内容を公表することができる。

(実態調査等への協力)

第23条 知事は、この要綱の目的を達するため、補助事業者に対し、設備導入効果等の実態調査等への協力を要請することができる。

2 補助事業者は、前項の調査等について、知事から協力を要請されたときは、これに応じるよう努めなければならない。

(雑則)

第24条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。

別表 1（第 4 条関係）

要件
・ 第 3 条第 2 号に定める中小企業者等に該当すること。ただし、次のいずれかに該当する者（みなし大企業）は除く。 ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業（中小企業投資育成株式会社法（昭和 38 年法律第 101 号）に規定する中小企業投資育成株式会社および投資事業有限責任組合を除く。以下同じ。）が所有している中小企業者 イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業者 ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業者 エ 発行済株式の総数又は出資価格の総額をア～ウに該当する中小企業者が所有している中小企業者 オ ア～ウに該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

別表2（第5条関係）

事業区分	要件
共通	・別表1に該当する中小企業者等の県内の事業所に導入するものであること。 ・商用化され、導入実績がある設備であり、かつ、中古のものでないこと。 ・県内に本店、支店又は営業所等を有する事業者から購入するものであること。
高効率 空調機器	・従来の空調機器等に対して30%以上の省CO₂効果が得られるもの。
高機能 換気設備	・平時に活用するものであり、次の（a）～（c）の要件を全て満たすこと。 （a）全熱交換器（JIS B 8628 に規定されるもの）であること （b）必要換気量（1人あたり毎時30 m³以上※）を確保すること （c）熱交換率40%以上（JIS B 8639 で規定）であること ※建築物の構造上、一人あたり毎時30 m³を満たすことが難しい場合は、当該建築物に合致する最大の換気量で設計すること。「換気の悪い密閉空間」を改善するための方法や、必要換気量については、「商業施設等における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について」令和2年3月30日厚生労働省「商業施設等における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について」を確認すること。
高効率 照明機器	・調光制御機能を有するLEDに限る。
高効率 給湯機器	・従来の給湯機器等に対して30%以上の省CO₂効果が得られるもの。
コージェネ レーション システム	・都市ガス、天然ガス、LPG、バイオガス等を燃料とし、エンジン、タービン等により発電するとともに、熱交換を行う機能を有する熱電併給型動力発生装置又は燃料電池であること。

別表 3（第 6 条関係）

事業区分	補助対象経費※ ¹	補助金の額※ ²	補助限度額※ ³
高効率空調機器	設備の購入及び工事に要する経費	補助対象経費に 1 / 3 を乗じて得た額	上限:500 万円 下限: 15 万円
高機能換気設備			
高効率照明機器			
高効率給湯機器			
コージェネレーションシステム			

※ 1）消費税及び地方消費税に相当する額は、補助対象経費から除く。

※ 2）事業区分ごとに算定した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

※ 3）補助限度額は、事業区分ごとに算定した補助金の額を合計した額を適用する。

別表 4（第 8 条関係）
補助金交付申請時に添付する書類

番号	提出書類		申請者	
			法人	個人
1	補助金交付申請書	様式第 1 号	○	○
2	事業計画書	様式第 2 号	○	○
3	誓約書	様式第 3 号	○	○
4	補助事業の実施に係る確認書	様式第16号	○	○
5	会社パンフレットなど会社概要が分る資料	添付資料 1	○	○
6	見積書（見積内訳書を含む）の写し及び 相見積書（見積内訳書を含む）の写し 注）内訳書は補助対象経費を確認できるもの	添付資料 2	○	○
7	事業実施場所の位置図（事業所周辺の見取り図及び、建物等 構造物の位置や補助対象設備設置位置が分かる事業所敷地内 の見取り図）	添付資料 3	○	○
8	補助対象設備を設置する建物の登記事項証明書	添付資料 4	○	○
9	法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書） 注）発行日より 3 か月以内のもの	添付資料 5	○	—
10	直近 1 期分の決算書 （貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販売費及び一 般管理費内訳書、個別注記表）	添付資料 6	○	—
11	青色申告者であることを証明する書類（写し）直近 1 か年分	添付資料 7	—	○
12	島根県税に係る納税証明書 注）発行日より 3 か月以内で、全科目において未納の徴収金がないこと を照明できるもの	添付資料 8	○	○
13	従来の機器に対し30%以上の省CO2効果が得られることが確認 できる書類 注）高効率空調機器及び高効率給湯機器に限る	添付資料 9	△	△
14	導入する補助対象設備の仕様が分かる書類（カタログ、仕様 書等）	添付資料10	○	○
15	旧使用機器（使用をやめる機器）の仕様が仕様が分かる書類 （カタログ、仕様書等） 注）高効率空調機器及び高効率給湯機器に限る	添付資料11	△	△
16	導入する補助対象設備の機器配置予定図	添付資料12	○	○

17	旧使用機器（使用をやめる機器）の機器配置図 注1）高効率空調機器及び高効率給湯機器に限る 注2）旧使用機器の配置が、導入する補助対象設備の配置と異なる場合に限る。	添付資料13	△	△
18	旧使用機器（使用をやめる機器）の設置状況及び貼付された銘板が分かるカラー写真 注）高効率空調機器及び高効率給湯機器に限る	添付資料14	△	△
19	省エネルギー診断を受診したことが分かる書類	添付資料15	△	△
20	エコアクション21もしくはISO14001を取得していることが分かる書類	添付資料16	△	△
21	エネルギー量やCO2の削減対策に関する実行計画の写し	添付資料17	△	△
22	再生可能エネルギー由来の電力を使用又は調達していることが分かる書類	添付資料18	△	△
23	再生可能エネルギー由来の電力を県内に本店を有する小売電気事業者から調達していることが分かる書類	添付資料19	△	△
24	その他、知事が必要と認める書類	—	△	

「○」：提出必須。「△」：案件により必要。「—」：不要

別表 5（第13条関係）
補助金実績報告書に添付する書類

番号	提出書類		申請者	
			法人	個人
1	補助金実績報告書	様式第10号	○	○
2	事業実施報告書	様式第11号	○	○
3	取得財産等管理台帳	様式第12号	△	△
4	交付決定通知書の写し 注) 変更承認を受けた場合は、変更承認通知書の写しを含む	添付資料 1	○	○
5	補助事業に係る工事請負契約書等の写し	添付資料 2	○	○
6	支払い完了を示す書類（領収証の写し等）	添付資料 3	○	○
7	導入した補助対象設備のメーカー保証書の写し	添付資料 4	○	○
8	補助対象設備の設置後の状況を記録したカラー写真	添付資料 5	○	○
9	補助対象設備に貼付された銘板を記録したカラー写真 注) 銘板が鮮明に撮影されていること	添付資料 6	○	○
10	補助対象設備の実際の機器配置図 注) 交付申請時又は変更承認申請時と変更がある場合のみ	添付資料 7	△	△
11	その他交付申請時又は変更承認申請時の提出書類のうち変更のあった書類 注) 交付申請時又は変更承認申請時と変更がある場合のみ	添付資料 8	△	△
12	その他、知事が必要と認める書類	—	△	

「○」：提出必須。「△」：案件により必要。「—」：不要